

長野市スキークラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称を長野市スキークラブと称する。

(英文はNAGANO CITY SKICLUB略称はN. S. Cとする。)

(目 的)

第2条 本クラブは、スノースポーツ(スキー、スノーボード)の愛好者で組織する。躍動する市民スポーツ志向に対応し、スノースポーツの普及振興、技術進歩の向上を図り、スノースポーツの愛好者を育成し、併せてクラブ会員相互の親和と協力のもと地域社会貢献を目的とする。

(事 業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成のため次の事業を行う。

1. スキー、スノーボードの技術指導、研究ならびに奨励。
2. スキー、スノーボードの競技会の開催。
3. 公認スキー、スノーボード学校の運営。
4. 長野市スキー少年団の指導(指導組織)。
5. スキー、スノーボードの選手の育成強化、指導者の養成。
6. 傷害事故の防止ならびに救護。
7. 一般市民へのスノースポーツ(スキー、スノーボード)及びスキー場、スキー学校の啓発運動。
8. 関係各種団体との提携。
9. その他目的達成のために必要な事項。

(事務所)

第4条 本クラブの事務所は、長野市内におく。

第2章 会 員

(構 成)

第5条

1. 本クラブは長野市に住所ある者、勤務している者で構成する。
2. 前項にかかわらず、第2条(目的)第3条(事業)に賛同し、それが継続出来る者は入会できる。ただし理事会の承認を必要とする。
3. 賛助会員は個人又は団体でクラブの目的事業を賛助する。